

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 元役員への退職金の追加支給

**Q** : 当社の元役員Aが2年前に退職したとき、株主総会の決議に基づき退職金を支給しています。

この度、常務取締役Bが退職することになり、退職金を支給しますが、Aに対する退職金が今回のBに対するものと比べて少なかったため、Aに退職金の追加支給を考えています。税務上、役員退職金として損金算入できますか。

**A** : 原則として、役員退職金としての損金算入は認められません。

### 【解説】

役員退職給与は、その役員の在職期間、退職の事情等を総合勘案して、株主総会の決議によりその支給額を確定させることとなりますが、この支給額の確定のための株主総会の決議等は、通常1回に限られ、いったん確定した支給額を簡単に変更することができると思えるのは問題です。

その後追加して支給する退職給与は、追加して支給することに、特段の理由がない限り退職給与とは認められないこととなります。この場合の特段の理由としては、例えば、不祥事に対する引責辞任により退職給与のカットが行われたが、その後名誉回復があったことにより追加支給をするような場合などが考えられます。

ご質問の場合、いったん確定して支給した退職給与の金額が少ないからといって追加支給しても、それを退職給与として損金に算入することは認められません。



KIMIYO・I